

☀️ 社会福祉法人 天真会

福間南しんあい児童クラブパンフレット

重要事項説明書

青空に響き渡るキラキラ元気の笑い声。ニコニコ太陽、サラサラそよ風 たっぷり感じて、泥んこ、大腸、海老山をいっしょに遊ぶ。遊んで、笑って、泣いて、つかいて、とことん体験こそが、心のエネルギー。みんなの遊び場、真愛保育園。

自然と触れ合い、発見！ 驚き！ 感激！ 感動！ 人と触れ合い、群れて、遊んで、笑って、泣いて、つかいて、とことん体験こそが、心のエネルギー。

自然と触れ合い、発見！ 驚き！ 感激！ 感動！ 人と触れ合い、群れて、遊んで、笑って、泣いて、つかいて、とことん体験こそが、心のエネルギー。

自然と触れ合い、発見！ 驚き！ 感激！ 感動！ 人と触れ合い、群れて、遊んで、笑って、泣いて、つかいて、とことん体験こそが、心のエネルギー。

社会福祉法人 天真会

たくさんの笑顔と夢が広がる
感動が響き渡る児童クラブを目指します。

子ども達の想像力をかきたて、
創意工夫する力を育んでいきます。



1. 理念

天真爛漫な子ども達を

まこと
真愛の心で育み、育てる。

安心感のある環境づくり

- 一人ひとりの存在を認め、尊重します。
- 一人ひとりの気持ちを受容、共感、傾聴、応答していきます。
- 子育て、子育てを全力で応援します。
- 「人は人に支えられ、人は人に育てられる。」

見たい！聴きたい！やってみたい！を応援します。

- 子ども達の興味関心を広げ、意欲や挑戦心を応援します。

とことん体験を行います。

- 見て、匂って、聴いて、触って、味わって、五感を使った体験を行います。
- とことん身体を動かす体験を行います。

四間を大切にしたい体験活動を行います。

- 「時間」「空間」「仲間」「手間」を大切にしていきます。

無限の可能性を引き伸ばしていきます。

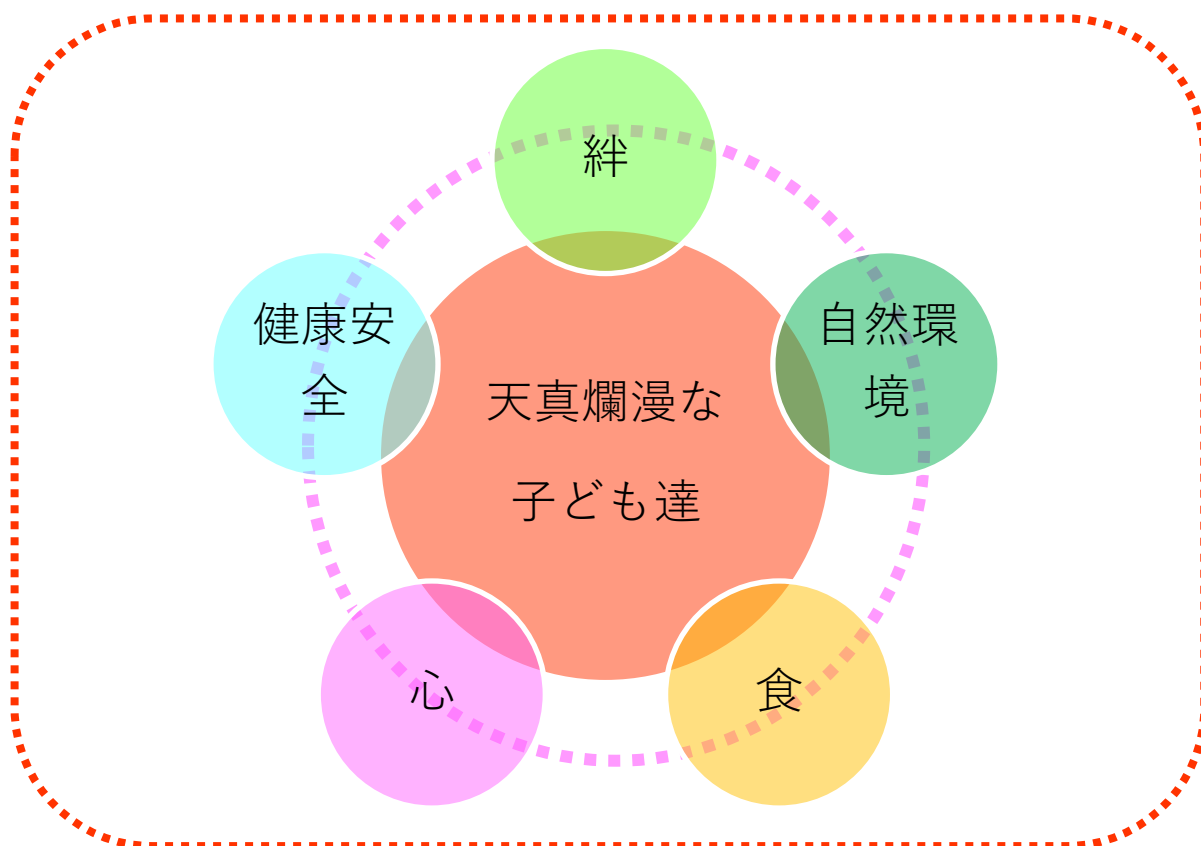
- 一人ひとりの自主性を大切にし、無限の可能性を引き伸ばしていきます。
- 感性の根っこ、身体の土台を大きく引き伸ばしていける体験を行います。



2. 方針：5つの方針に沿って活動を創造します。

1. 人と関わる体験を通して、人の温もりや信頼感を感じ、**絆**を深めよう。
2. **自然体験**を通して、偉大な自然と共生していることを感じよう。
3. **食**に関する体験を通じて、命の恵みに感謝しよう。
4. 自分の思いや考えたこと、そして経験したことなど、**心**のままに表現しよう。
5. 生活習慣を整え、いきいきと**健康**な心と体と脳をつくり
元気いっぱい生活しよう。

■5つの方針のイメージ図



子ども達を中心に、全ての分野が連動しながら保育活動を行います。

3. 保育の内容

方針1:「絆」

「人と関わる体験を通して、人の温もりや信頼感を感じ、絆を深めよう。」

多様な年齢、多様な世代、そして多様な文化の人々との交流を行います。

- 「子ども嫌うな今まで来た道、老人嫌うなこれから行く道」
→多様な年齢の方々との絆を大切にしていきます。
- 異文化交流を行います。



チビ先生“絵本の読み聞かせ”



赤ちゃん可愛いなあ！

家庭と保育園とが両輪となり、子どもの育ちを支えます。

- 保護者同士の友好的な関係づくりをサポートします。
- 送迎時に、子どもの成長などについて伝えていきます。
- 行事や活動に協働や参画する場を設けていきます。

地域との連携を深めていきます。

- 福津市内外に関わらず、多様な人々と出会う機会を設け、絆を深めていける体験を行います。



方針2:「自然・環境」

「自然体験を通して、偉大な自然と共生していることを感じよう。」

見たい！聴きたい！やってみたい！を応援します。

- 自然の中で、ダイナミックな遊びを行います。
- 自然の中で命に触れる体験を行います。

感動体験を行い、感性を大きく育みます。

- 感動は、目をキラキラ輝かせ、感性の根っこを大きくし、心の扉を開きます。

自然の神秘を感じ、地球を大切にする心を育みます。

- 100年先の未来、遊べる自然環境を残していくために、ゴミ拾い、ビーチクリーンなどを行います。

■海遊び



■川遊び



この体験を通して、発見や驚き、挑戦心や助け合い、達成感などを学んでいきます。

方針3:「食」

「食に関する体験を通じて、命の恵みに感謝しよう。」

旬の食材と触れ合う体験を行います。



- かまどなどを使って、調理体験を行います。
- 命を頂いているということを伝えていきます。

■四季を通して、旬との出会い。旬の収穫

春夏秋冬を通して、沢山の命と出会っています。



■火や包丁を使っての調理体験



梅ジュース



紫蘇ジュース



焼きそば



チリコンカン



かまどでご飯を炊いて、なっとく丼を作って食べたよ！

この体験を通して、旬の恵みや料理することのおもしろさ、食の楽しさを感じています。

受け継がれてきた様々な食文化に触れる体験を行います。

- 鏡開き：鏡餅
- 節分：メザシ焼き
- ひな祭り：ひなあられ



メザシ焼きの様子

健康な心と身体を育てていきます。

- 可能な限り手作りおやつ、アレルギー除去食へも対応します。

方針4:「心」

「自分の思いや考えたこと、そして経験したことなど、心のままに表現しよう。」

伝える力、聴く力を育みます。

□言葉に触れ、言葉に興味や関心をもつような取り組みを行います。

- 誕生会
- 絵本の読み聞かせや素読
- 図書コーナー、貸出図書

想像したことを自由に身体表現する力を育みます。

- 季節を感じる歌、合唱
- ダンスや踊り

創意工夫する力を育みます。（考える力）

- 活動の企画・立案などを行い、自主的に活動できる環境づくりを行います。
- 自らの課題を自主的に行う力を育みます。
- 絵画活動
- 造形活動



様々な文化や芸術など、本物に触れる活動を行います。

- 観劇
- 音楽コンサート



観劇

方針5:「健康・安全」

「生活習慣を整え、いきいきと健康な心と体と脳をつくり元気いっぱい生活しよう。」

身体を動かして、体力をつけよう。

□ 戸外散歩や体育遊びなどを通して、身体を動かす楽しみを感じる体験を行います。



戸外遊びの様子

安心・安全への取り組みを整備します。

□ 命をお預かりするという視点で、リスクマネジメント委員会の設置。

- 救命救急講習（消防署）
- 嘱託医との連携
- 遊具・施設安全点検
- 危機管理マニュアル
- 苦情解決処理システム
- 個人情報保護法
- 医療記録・怪我記録
- 職員健康診断

□ 衛生管理体制を整備します。

- 園内消毒
- 酸性水の使用
- 感染症対策

□ 子ども達への健康管理、安全管理に対する働きかけを行います。

- 避難訓練（火災、地震、水害、不審者）
- 消火訓練



4. 福間南しんあい児童クラブの運営について

- 住 所 〒811-3209
福岡県福津市日蔭野4-11-1
(TEL): 0940-43-2158 (FAX): 0940-43-2168
- 定 員 40名
- 保育時間 学校がある日:(月~金)・・・放課後~18:00
学校がない日:(土、春、夏、秋、冬休みなど)・・・8:00~18:00
延長保育時間・・・18:00~19:00
- 休 日 日曜日・祝日・振替休日
年末年始(12月29日~1月3日)、お盆休み(8月13日~15日)
第一種感染症、またインフルエンザなどで学校閉鎖の場合(学級閉鎖の場合は、該当クラスのみ)
地震、台風等、天変地異の場合は、基本的に学校の判断と合わせる。
- 職員構成について 支援員
- 職員保有免許・資格について 小学校教諭
保育士

利用料について

項 目	児童一名に係る費用	備 考
① 保育料	月 額: 6,000 円	減免制度について ・兄弟児非課税証明書提出・・・半額減免 ・生活保護証明書提出・・・全額減免
② おやつ代	月 額: 2,200 円	
③ 保 険 代	年 額: 800 円	スポーツ安全協会
④ 長期休暇活動費	春・冬休み: 5,000 円 夏休み: 10,000 円	1月振替 8月振替

*その他、活動の内容により、活動費の実費をいただく場合があります。

保育用品について

児童クラブ用帽子(金額については、注文袋参照。)

支払方法について

- ①保育料、おやつ代、保険代、また延長保育料などは、SMBCの口座振替サービスとなります。
- ②毎月26日が振替日となります。
- ③預金口座振替依頼書にご記入し、提出をお願いいたします。

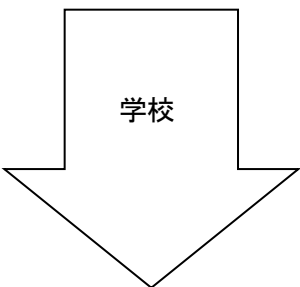
*26日に引き落としが出来ない場合は、現金での納付をお願いいたします。

5. 年間行事予定・一日の過ごし方について

◆年間行事予定

毎月行う行事	お誕生会
春	歓迎会、クッキング
夏	夏祭り、野外活動（海・川など）、クッキング
秋	焼き芋
冬	クリスマス会、正月遊び、クッキング

◆一日の過ごし方（目安）

通常（学校がある日）	時間	学校がお休みの日
 <p>「おかえりなさい」 おやつ・掃除活動 室内遊び・宿題・読書タイム</p> <p>* 5時帰りのお友達「また、明日！」</p> <p>室内遊び</p>	8:00	順次登園
	9:30	活動
	12:00	昼食（基本的に、弁当持参）
	13:15	室内遊び・宿題・読書タイム
	14:00	戸外遊び
	15:30	おやつ 掃除活動 自由遊び
17:00	17:00	* 5時帰りのお友達「また、明日！」
17:30	17:30	室内遊び
18:00	18:00	
「また明日！」	延長保育 19:00	「また明日！」

6. 延長保育の利用について

1. 延長保育事業の目的

児童の保護者(以下「保護者」という。)の就労形態の多様化等に伴い、保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所での保育時間を延長し、仕事と子育ての両立支援及び児童福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 延長保育の対象

(1) 月利用の対象者

保護者の勤務時間や不規則な就労形態など、やむを得ない事情の方。

(2) 日利用の対象者

利用の申し込みをされてなく、不測の事態が生じ、18:00 までに間に合わない方。

3. 利用形態・延長保育時間・利用料について

(1) 月利用の場合：

利用形態	時間	利用料	備考
月利用 (1時間)	18:00~19:00	1500円/一人	* 料金の日割はありません。 * 申し込みをすれば、全く利用しなくても同額の費用がかかります。

(2) 日利用の場合

利用形態	時間	利用料金	備考
日利用① (30分)	18:00~18:30	250円/一人	* 18:30 を過ぎた場合は、別途250円を頂くこととなります。
日利用② (1時間)	18:00~19:00	500円/一人	

* お迎えが 18:00 に間に合わない場合は、どのような理由であっても費用が発生致します。悪しからずご了承ください。

* 18:00 までのお迎えが間に合わない場合は、出来るだけ早くご連絡いただけましたら幸いです。

4. 利用料金早見表

保育時間		18:00	18:30	19:00
(1) 月利用		1500円		
(2) 日利用	①30分利用	250円	+250円	
	②1時間利用	500円		

5. 延長保育料金の支払い方法

(1) 月利用の方

* 口座振替(引落日：毎月26日)

* 3か月分滞納時は、ご利用を取消させていただきます。

(2) 日利用の方

* 翌月始めに徴収させていただきます。

6. 延長保育の申込・辞退方法

(1) 申込の場合

前月の20日まで(4月を除く)に、以下の書類を事務室へ提出して下さい。

延長保育利用申込書

延長保育用勤務証明書(事業者記入)

(2) 辞退する場合

辞退の場合は、「辞退届」の提出が必要です。

7. 減免申請制度について

・ 福津市学童保育実施に関する条例により、利用料の減免が適用される場合がございますので、事務室までご相談ください。

・ 該当される方は、関係書類の提出をお願いいたします。

7. よくあるQ&A

Q1. 新1年生はいつから利用することができますか？

A. 4月1日から、利用できます。

Q2. 新学期が始まったら、学校からどうやって児童クラブに行くのですか？

A. 小学校の先生方とも連携を図り、児童クラブの支援員が、学校までお迎えにいき、
集団で児童クラブまで基本的に引率します。

子ども達の命のバトンタッチとして、保護者の方々とも連絡を密に図っていきたいと思います。

Q3. 熱が出た時は、何度くらいが目安ですか？

A. 基本的に、37.5℃を目安に保護者へ連絡致します。しかし、一人ひとりの個人差もありますので、その子の様子などもしっかりと見守っていきたいと思います。

Q4. アレルギーがあるのですが、大丈夫ですか？

A. 大丈夫です。しかし、気になる食品に関しましては、事前に医療機関での検査が必要になります。（検査費用に関しましては、自己負担でお願いします。）

Q5. 欠席や早退する時は、どうしたらいいですか？

A. 必ず、保護者よりご連絡をお願いします。

病気などで、学校を休まれる場合にも同じく、ご連絡をお願いします。

不明な時は連絡させていただきます。

Q6. 習い事の場合は？

A. 事前に、家庭調査票などで把握していますが、予定が変更され児童クラブに登園される場合は
電話や、はいチーズシステムなどで、必ずご連絡をお願いします。

Q7. 保護者がお迎えできない時は、お兄ちゃん、お姉ちゃんと帰ってもいいですか？

A. 基本として、保護者の方の送迎をお願いします。

事前に家庭調査票にて申請を頂いている兄姉の場合においては、17時までのお迎えであれば大丈夫です。祖父母のお迎えの場合も申請をお願いします。

Q10. 児童クラブを習い事等で休む場合は、おやつはもらえるのでしょうか？

A. 基本的に持ち帰りはできません。児童クラブに一度寄って頂いて、食べて帰る分には構いません。

Q 1 1. 退所する場合や延長保育時間を変更したい場合などは、どうしたらいいですか？

- A. 退所される場合は、当月の20日までに退所届の提出をお願いします。
延長保育時間の変更については、変更予定月の前月の20日までに手続きをお願いします。

Q 1 2. 児童クラブの保育時間は8:00~18:00となっていますが8:00前の登園は可能ですか？

- A. 出来ません。福津市学童保育所運営条例により、学童保育時間は8:00~18:00となっております。

Q 1 3. 宿題タイムは、みんなで一緒に行うのですか？

- A. 宿題タイムは、全体での時間は設けず、子どもたち一人ひとりが自主的に考え、自分のペースで行っています。
個別で声掛けが必要な際は、支援員までお伝えください。

Q 1 4. 欠席の日は、何時までに連絡をしたらいいですか？

- A. 9時までにご連絡をお願いいたします。

Q 1 5. 本は持参していいですか？

- A. 記名をして持参は可能ですが、紛失破損等につきましては、各自の責任とさせていただきます。
今後、要望をお聞きしながら図書を充実させていきたいと考えています。

Q 1 6. 学校から一度習い事に行って、児童クラブを利用することは可能ですか？

- A. 可能ですが、事前に予定をお知らせください。
ただし、一度学童を利用した後に習い事に行く際は、そのまま帰宅していただくようお願いいたします。
(○…学校→習い事→児童クラブ ×…学校→児童クラブ→習い事→児童クラブ)

Q 1 7. 洋服は週末に持って帰るのですか？

- A. 各自の判断で洋服の補充や持ち帰りなどをお願い致します。

Q 1 8. 福間南小学校のグラウンドでは遊べるのでしょうか？

- A. 学校のグラウンドは公共の施設となっておりますので、ルールに沿って遊ぶこととなります。
現在は放課後、30分程度グラウンドで遊んで児童クラブに帰ってきています。

Q 1 9. 学校行事の際、保育園の駐車場をお借りできますか？

- A. できません。どうしても車で来なければならない時は学校へご相談ください。

Q 2 0. 水筒のお茶がなくなったら保育園のように補給してもらえますか？

- A. 補給は行っておりません。予備でロッカーに、ペットボトルのお茶を用意してください。
もしない場合は、児童クラブにて1本100円で提供させていただきます。

Q21. 薬などは、児童クラブで飲ませてもらえるのでしょうか？

A. 原則として、薬の取り扱いはいたしません。やむを得ない理由の時には児童クラブの担当者が保護者に代わって薬を与えることを考慮します。

薬を与える場合は、できるだけ事故の起こらないよう手順を必ず守っていただきます。

1. 登園の際に①薬（日付・クラス・名前記入）
②薬依頼届（下記参照）を事務室に手渡しして下さい。
*不在のときは、職員までお願いします。
2. 水薬、粉薬は一回分のみを原則として預かります。
3. 病院から処方された以外の薬は、お断りいたしております。
4. かぶれ、アトピーなど塗り薬、目薬、体質改善薬など、毎日必要なときは、薬依頼届（週間分）にご記入下さい。
*塗り薬は、週末には必ずお持ち帰りください。
5. 熱性痙攣やアナフィラキシーのある方、その他坐薬をお預かりする必要があると認められる場合においては、面談後、判断させていただきます。
6. 初回のみ薬の説明書を必ず添付して下さい。

①薬袋に、①日付、②投薬の時期、③クラス、④氏名を必ず明記してください。

- | |
|-------------|
| ① 日付：4/1 |
| ② いつ：昼食後 |
| ③ クラス：児童クラブ |
| ④ 名前：真愛たろう |



②薬依頼届（事務室前に用意しています。）

				保護者印		
				月	日	曜日
クラス		児童名				
今朝の体温	℃	病名				
今朝の様子	機嫌（良・普・悪）	便の硬さ	（下痢・軟・普・硬）			
薬の数	粉薬（ ）包 錠剤（ ）錠 水薬（ ） その他（ ）					
薬の時間	食前・食後・食間・その他（ ）					
かかりつけ病院						
依頼者	父・母・祖父・祖母・その他（氏名）					
受取保育者	氏名：	担当保育士	時間：	:	氏名：	

いろいろ真愛保育園

*薬を依頼される場合、初回のみ薬の説明書を必ず添付して下さい。

8. 病気、けが、災害時について

(体調の変化・怪我等)

1. 保育中に37.5℃以上の発熱や体調不良などを感じられる場合は、保護者に連絡を入れます。(一人ひとりの個人差によって目安は異なります。)
2. 児童の体調の急変その他の緊急事態※が生じた時は、保護者などに連絡すると共に、嘱託医又は児童の主治医に相談する場合があります。
※緊急事態とは、大けが、高熱、熱性けいれん、アナフィラキシー等
3. 熱性けいれん、アナフィラキシー等の既往症状がある園児については、事前に薬や対応などについて保護者との面談が必要になります。

(けがの対応)

1. 園で応急手当をします。
 2. 病院での受診・治療が必要と思われる場合(骨折、捻挫、頭部打撲、目、耳、口等のけが)
・職員より保護者に連絡を入れます。(ケガの状況、受診医療機関の相談)
 3. 基本として、保護者が来園し児童を病院へ連れて行っていただきます。
または、病院に直行していただくことをお願いします。
 4. 再診がある場合は、保護者による引率となります。
- ※緊急時や動かせない場合は、救急要請をし、職員が付き添います。



(非常災害等)

- 1 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しています。
- 2 夏休みなどの長期休暇期間中に、避難訓練及び消火訓練その他の必要な訓練を実施します。
- 3 地震・水害等が発生した場合、状況に応じて避難を開始します。
 - ・避難場所については、当園に待機、もしくは福間南小学校に避難する予定です。
 - ・避難時の引き渡しは、「引渡しカード」に記載されている方のみに行います。

(非常災害時の緊急連絡について)

- 1 非常災害に備えて、緊急メールシステム(オクレンジャー)への登録をお願いします。
(使用目的)
 - ・災害発生時の連絡、台風や大雨、大雪など気象状況に関する連絡を実施します。
 - ・指定感染症などの発生時にも連絡します。

※災害の状況により、休所となる場合もございます。

- ・特別警報、台風・大雨・洪水・暴風・暴雪など警戒レベルの発令
- ・公共交通機関の計画的な運休など
- ・不測の事態に対応できるように、家庭保育できる環境を整えておいてください。

9. 個人情報保護方針について

社会福祉法人 天真会における個人情報保護の方針

社会福祉法人 天真会

社会福祉法人天真会ならびに法人が運営する施設（以下、「施設」という。）は、児童および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）』（以下、『個人情報保護法』という。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

1. （基本理念）

施設では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

2. （個人情報の利用目的）

施設では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所活動の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

3. （個人情報の第三者への提供）

施設では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. （個人情報の管理）

施設は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩、滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

5. （個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

施設は、保護者とその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、協議し、法令に従って速やかに対応します。

【責任者—園長・担当者—クラブリーダー】

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

6. (個人情報非開示の範囲)

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

7. (個人情報の使用)

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- ・園生活において、園児が必要とする箇所(ロッカー・ウォールポケット等)や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等)には名前や写真を掲示・記載します。
- ・園内の壁装飾として、誕生表・作品等には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園だより・文集等に、名前や行事の写真や皆様にお寄せいただいた文章を掲載することもあります。
- ・児童票・調査票・災害時引渡カード・就労証明書等の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- ・名簿や連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。

8. (パンフレットやホームページなどでの写真使用)

当園で撮影した写真データをパンフレットやホームページなどで使用します。

保護者から写真の修正や掲載中止の要請を受けた場合は速やかに処理を行います。

9. (個人情報保護体制の継続的改善)

施設は、この「天真会における個人情報保護の方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

児童および保護者・家庭に関わる個人情報として取り扱うものは、以下の通りです。

(保育園・児童クラブ)

- ◆氏名 ◆生年月日 ◆性別 ◆住所 ◆電話番号
- ◆家庭状況 ◆生育歴 ◆病歴 ◆写真
- ◆入園に関する書類 ◆保育料に関する書類等
- ◆入園申し込みに関する書類(就労関係、税金関係)

(1) 保護者より提出していただく書類等

- ◆家庭調査票・緊急連絡 ◆発育記録 ◆おたより帳
- ◆薬依頼届 ◆欠席届 ◆緊急・災害時引き渡し確認表

(2) 施設が記録・管理する書類等

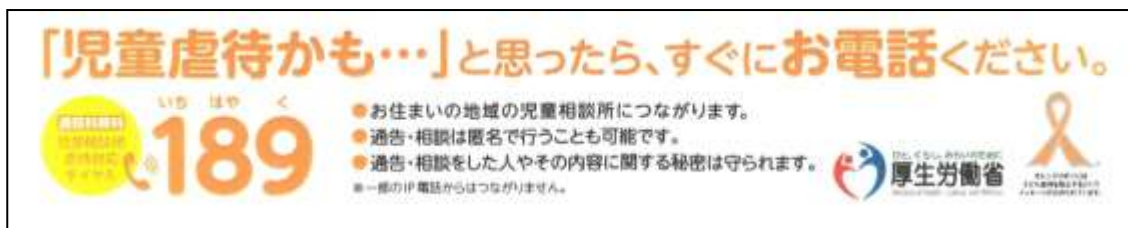
- ◆児童出席簿 ◆誕生表 ◆保育記録 ◆個人記録
- ◆保育年数表 ◆退園児書類 ◆身体測定表 ◆体温表
- ◆歯科検診記録 ◆内科検診記録 ◆尿検査
- ◆卒園文集 ◆園だより ◆オクレンジャー ◆はいチーズシステム

10. 児童虐待防止について

子どもは、喜怒哀楽を思いのままに表現します。欲求や不快な気持ちを親や大人に受け止めてもらいながら、人との信頼関係を築いていきます。子育ては、楽しさもいっぱいですが、叱ったり、怒ったりすることもあると思います。しかし、たとえ愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。時には命に関する深刻な場合もあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して「通告」しなければならないとなっています。

よって、虐待を受けているという確信ではなく、「もしかしたら虐待かな…。」と思う程度であっても、通告する義務があります。



児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）に電話してください。子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し延べる必要があります。

「体罰」がゆるされないものであることについても法定化されました。

子育ての心配や悩みごとなどについて、お気軽に児童クラブにもご相談ください。

○児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、気になっても病院に連れて行かないなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を!

子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラすることも…日頃から子育ての具体的なポイントを参考に子どもと向き合い、周囲の力を借りながら子育てしていきましょう。



子育ての具体的なポイント

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ② 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- ③ 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- ④ 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
- ⑤ 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- ⑥ 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

保護者自身の工夫のポイント

- ① 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気付かせ、認めることが大切です。
- ② 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
- ③ 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたりします。

子育てや出産に関する悩みやご相談は、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

詳しくはこちら

<https://www.no-taibatsu.jp>



児童虐待とは…?

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、濡れさせる、やけどを負わせる、家の外に締め出す など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィティの被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいいつも汚れている ● 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない ● 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いてそのまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

! 車内に子どもを置いて行かないで!

子ども(乳幼児)は体温調整機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温があがりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながり大変危険です。

自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れなないようにしましょう。



1.1. 苦情申出窓口の設置について

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人 天真会が運営する施設（以下、「施設」という。）では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

施設における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

	福間南しんあい児童クラブ（いそどり真愛保育園内）
1. 苦情解決責任者	安徳尊博（いそどり真愛保育園 園長）
2. 苦情受付担当者	川畑雅美（主任保育士）
3. 第三者委員	（1）下山 昭博（保護司） （2）吉田 靖之（監事）

4. 苦情解決の方法

（1）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることにも出来ます。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（3）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

（4）都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会（0940-34-3341）に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

12. 持ってくる物について

■出校日、休校日について

	出校日		学校が休みの日
	学校で給食を 食べてくる日	学校で給食を 食べない日	
弁当	×	○	○
水筒	○	○	○
ハンカチ	○	○	○
勉強道具	×	×	○
リュックサック	×	×	○

■ロッカーにいつも用意しておくもの

常備しておくもの	
洋服上下	2組
下着	2枚
靴下	2足
ビニール袋（汚れ物入れ）	3枚
フェイスタオル	2枚
お茶（ペットボトル）	2本

■児童クラブに提供してもらうもの

園へ提供してもらうもの	
トイレトペーパー（芯あり）	12ロール／世帯
ティッシュペーパー	5箱／人 (箱ティッシュでもソフトパックでも可)
透明ビニール袋 サイズ目安…約12号	100枚入／人
フェイスタオル	1枚／世帯

～お願い～

- * 持ち物には、必ず記名をお願いいたします。
 - * 紛失などの恐れがありますので、ご家庭から玩具や、携帯などの電子機器、貴重品のご持参は、ご遠慮ください。
- 尚、ご希望、ご要望等に関しましては、支援員までお申し付けください。



We MAKE SMILES
We MAKE DREAMS
We LOVE CHILDREN
LET'S GO! SHIN'AI SOUL!!

いろどり真愛保育園・福間南しんあい児童クラブ

〒811-3209 福津市日蔭野4-11-1

TEL: 0940-43-2158 FAX: 0940-43-2168

E-mail: irodori-shin-ai-2011@wind.ocn.ne.jp

ホームページ: <http://tenshinkai.ed.jp>



R8. 3. 1 改訂版